

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業

高齢者等のセルフ・ネグレクト(自己放任)を防ぐ地域見守り組織の
あり方と見守り基準に関する研究
〈神戸市東灘区〉

—平成20年度初回調査の概要—

平成20年度 分担研究報告書《NO 6》

研究分担者 榊 田 聖 子

平成21(2009)年3月

目 次

はしがき	1
研究組織	2
第1章 調査地区の概要	3
第2章 地域見守り組織作り推進への取り組み	6
第3章 調査結果	
アンケート調査	
1) 研究目的・方法	11
2) 結果	12
第4章 まとめ	37
(資料)	39

はしがき

人口構造および世帯構成の将来推計より、わが国の超高齢化は一層進み、近隣間での人々のつながりが希薄になり、お互いの生活に無関心な生活スタイルが定着しつつある。特に、経済基盤が脆弱な家族や、一人暮らし高齢者、高齢夫婦のみ世帯の高齢者が病気や怪我、災害などの危機的状態に陥ったときに誰にも助けを求めることができず心中・介護殺人など、悲惨な状況で孤独な死を迎えていることが、新聞テレビで報道され社会問題化している。このような孤独死の背景には、高齢者のセルフ・ネグレクト(自己放任、以降省略)の可能性が高く、セルフ・ネグレクト状態の中・高齢者等の孤独死は、今後増え続けることが予測される。

高齢者のセルフ・ネグレクトの問題については、正常な判断能力を持つ者の自由意志に基づく行為の結果は、個人の選択の問題であり、法的介入や医療保健福祉の専門家の介入対象にならないという考え方がある。その一方で、セルフ・ネグレクトは個人がコントロールできず、周囲の状況によって起こる結果であり、安全や健康を脅かしている場合、専門家が介入を行うべき問題であるという考え方もある。人権意識の低いわが国の状況をふまえると、人権を守る観点からもセルフ・ネグレクトは見逃すことができない問題である。また、セルフ・ネグレクトに関する最新の文献レビューでは、高齢者の認知機能障害と抑うつがセルフ・ネグレクトの二大要因であり、高齢者のセルフ・ネグレクト状態は死亡の危険性が著しく高いことを示唆し、セルフ・ネグレクトの見守りによる早期発見・早期介入支援が必要な状態であることを明確に指摘している。しかし、セルフ・ネグレクトはわが国の虐待防止法では未だ定義されていない。

平成18年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行後、厚生労働省は全国市町村に地域見守り組織構築の重要性を指摘した。平成19年3月全国市町村調査では民生委員・住民等からなる早期発見・見守り組織構築への取り組みは16.8%しかないとある。孤独死の主原因となるセルフ・ネグレクト状態の中・高齢者の早期発見、見守り組織に関する実証研究は、国内及び海外の文献資料などでも希少な取り組みである。

本研究の目的は、セルフ・ネグレクト状態等の高齢者の早期把握のため求められている都市や僻地の地域見守り組織について、見守り専任職員の雇用の有無による活動の違いと課題を明らかにし、それぞれの地域に適したセルフ・ネグレクトの早期発見・見守り組織や地域包括支援センター等との連携のあり方を考えることにある。

初年の平成20年度は、セルフ・ネグレクト状態など支援困難な中・高齢者等の早期発見・対処に目を向け、都市部や僻地における地域見守り組織への実態把握及び関係者への面接を通して地域特性の有無を検証。併せて見守り専門職の配置の有無による見守り方の違い等を分析している。

本報告書は、市町村および地域包括支援センターが担うセルフ・ネグレクト状態等の高齢者の早期発見・早期把握のための基礎資料として役立つものとする。

平成 21年 3月 吉日

主担研究者・分担研究者

研究組織

<本報告書作成者>

分担研究者：榊田聖子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 助教）

研究協力者：岡本和久（神戸市灘区保健福祉部保護課 主査）

兵頭寿江（は～とらんど甲南あんしんすこやかセンター 主任 看護師）

上甲千恵子（は～とらんど甲南あんしんすこやかセンター 見守り推進員）

植田昌美（神鋼ケアライフ岡本あんしんすこやかセンター 看護師）

伊藤恭子（神鋼ケアライフ岡本かんしんすこやかセンター 見守り推進員）

研究組織構成メンバー

研究代表者：津村智恵子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 学部長）

分担研究者：河野あゆみ（大阪市立大学医学部看護学研究科 教授）

和泉京子（大阪府立大学看護学部看護学研究科 准教授）

白井キミカ（大阪市立大学医学部看護学研究科 教授）

大井美紀（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 准教授）

榊田聖子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 助教）

中村陽子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 教授）

佐瀬美恵子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 准教授）

上村聡子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 助手）

協力研究者：金谷志子（福井県立大学看護福祉学部看護学科 講師）

川井太加子（桃山学院大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授）

第1章 神戸市東灘区の調査地区概要

1. 調査地区の概要

表1 神戸市東灘区の概要

市町村名	神戸市（東灘区）		
市町村の概要	東灘区は、海と山に囲まれ、東住吉川が中央を流れる自然豊かな街で、震災後は若い世代を中心に人口が増加傾向にある。区内には、大学や美術館など文化・教育施設が多く、文化・教育環境に恵まれている。また、日本有数の酒どころを有し、酒どころならではの豊かな情緒を感じることができる。そのほか、だんじりとといった古い伝統文化に加え、海上文化都市である六甲アイランドなどの新しさが融合した多面的な都市である。		
人口(H20.3月現在)	神戸市 1,547,362人 東灘区 208,462人	神戸市の65歳以上人口(高齢化率)(H20.3月現在)	330213人 (21.34%)
調査市町村(政令市は区)の包括支援センター数	神戸市全体 74ヶ所 東灘区 10ヶ所		
調査地区の包括支援センターの専門職	常勤：主任ケアマネージャー1名、社会福祉士1名、看護師1名、見守り推進員1名		
見守り組織の名称、数(人数)	本山南地区：11グループ56人の見守りメンバーで見守り活動を行っている。 本山西地区：aグループ：見守りメンバー5名、見守り対象者15名 bグループ：見守りメンバー5名、見守り対象者6名 cグループ：老人会メンバー、見守り対象者 気になる方		
見守り活動の状況	本山南地区：あんしんすこやかセンターを中心とした見守りのマップ作りを行い、あんしんすこやかセンターの専門職(主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または看護師、見守り推進員)間で積極的に連携を取り合っている。 本山西地区：見守り組織ごとに見守り基準に沿って、積極的の見守り活動を行っている。具体的な見守り活動としては、部屋の電気点灯確認、新聞がたまっていないかの確認、訪問活動、電話での見守り活動を行っている。		

本山南地区…東灘区のほぼ中央で、JR 摂津本山駅より南方面に位置する。大型のスーパーや市営住宅、災害復興住宅が立ち並ぶ地域である。近所づきあいは盛んである。

本山西地区…東灘区のほぼ中央に位置し、阪急岡本駅周辺の商店街は、多くの学生で賑わっている。他の地区に先駆けて高級マンションが建設された地区で、現在もマンションなどの集合住宅が多い。

2. 交通機関

本山南地区、本山西地区ともJR 摂津本山駅、阪急岡本駅から徒歩5～10分程度のところにある。交通は、JR、阪急電車、市バスがあり、交通の便はよい。

3. 高齢者見守りのための組織

神戸市における高齢者見守りのための組織体制は、図1のとおりである。

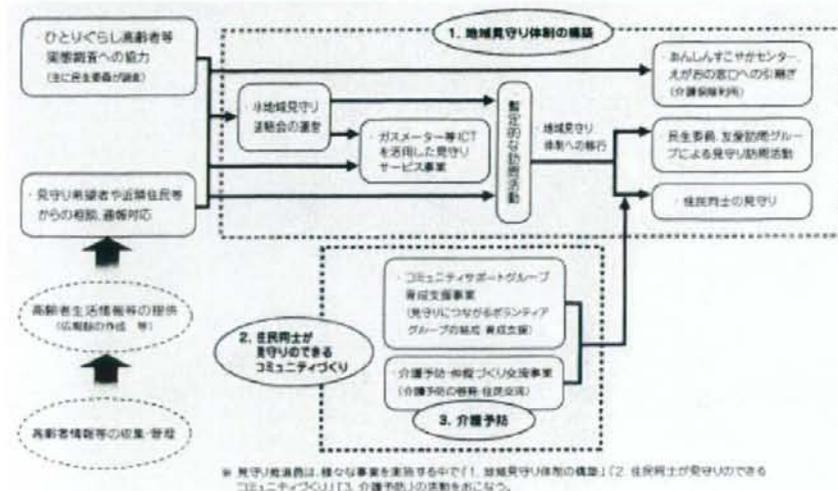


図1 神戸市における見守り推進員活動と関連施策

出典：神戸市保健福祉局 介護保険課(2008)：超・高齢社会先取地“こうべ”の地域見守り活動～震災経験から生まれた「孤独死防止」への取り組み～p24

4. 地域包括支援センターの活動概況

(1) 困難事例取扱い件数の推移

表2 困難事例取扱い件数の推移

	A地区(件数)	B地区(件数)
平成18年	24	16
平成19年	0	36

(データ提供：神戸市保健福祉局)

今回の調査地区における困難事例の推移は、表2のとおりとなっている。

(2) 困難事例支援検討組織と活動、高齢者見守り組織と活動

困難事例支援の検討は、必要時、あんしんすこやかセンタースタッフ、民生委員、友愛訪問ボランティア、区役所のあんしんすこやか係担当者等で連携をとりながら、ケースカンファレンスを行っている。身近な見守りは、民生委員および友愛訪問ボランティアが行い、見守り推進員は普段から民生委員らと地域の高齢者を見守っているなかで、状態が悪化し要介護状態になった高齢者をあんしんすこやかセンター職員につなぎ介護保険を導入するための支援している。金銭的な問題や虐待が疑われる等、困難事例と思われるケースについては、区のあんしんすこやか係担当者へ連絡・相談している。困難事例があった際の連携図については、図2参照。

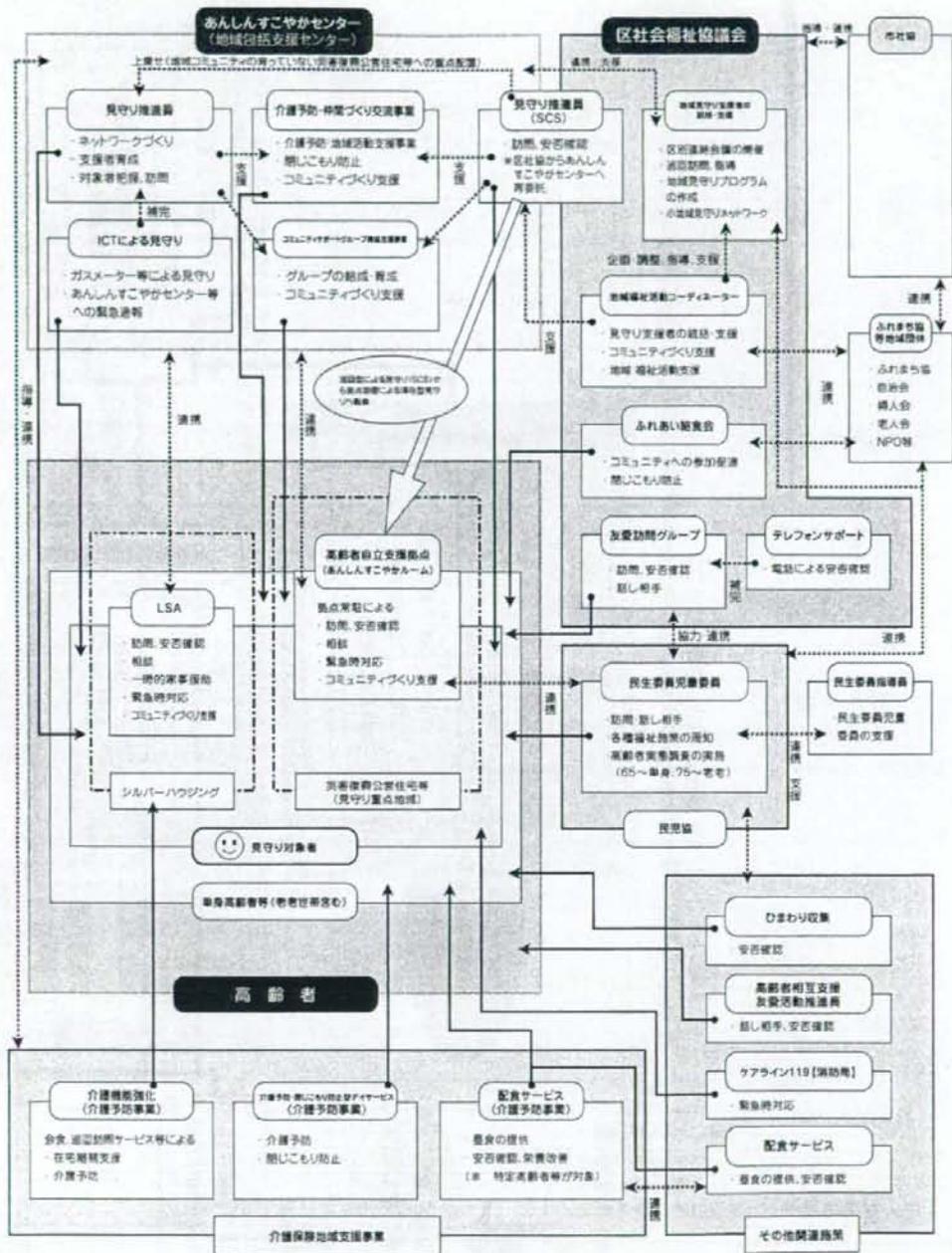


図2 神戸市における地域見守り活動の総合展開図

出典：神戸市保健福祉局 介護保険課(2008)：超・高齢社会先取地「こうべ」の地域見守り活動～震災経験から生まれた「孤独死防止」への取り組み～p21

第2章 地域見守り組織づくり推進への取り組み

1. 現在に至るまでの取り組み

1) 初期の出会い

神戸市では、震災前(～平成6年)は、地域住民同士の支えあい(コミュニティ)が機能していた時期に、ボランティアによる友愛訪問グループの組織化が進められた。震災後、自宅を失い、仮設住宅等への転居を余儀なくされ、近隣関係が壊れ、コミュニティが崩壊した。仮設住宅や復興住宅入居した多くの被災高齢者に関する孤独死や閉じこもりが社会問題化し、従来の民生委員や地域住民による地域見守り活動のみで孤独死や閉じこもりを防ぐには限界に達している状況にあり、公的な支援が行われた。平成9年には、シルバーハウジングに生活援助員(LSA)、復興公営住宅には、高齢世帯支援員が派遣され地域見守り活動および災害復興住宅のコミュニティづくり支援が行われている。平成13年度からは、単身高齢者等の孤独死の問題が全市的な問題であるとの認識の下、地域見守り活動は全市的に展開されるようになった。入居者の高齢化、民生委員の欠員等の課題が明確になった。そのため、平成13年度から、市民に身近なあんしんすこやかセンター(在宅介護支援センター)に見守り推進員を配置し、高齢者の見守り活動およびコミュニティの形成に向けた重点的・継続的な支援が行われている。また、震災から10年以上が経過し、平成18年度には、見守り推進員をあんしんすこやかセンターの4人目の専門職として配置し、介護予防の推進の取り組みが行われている。今回の研究協力に関しては、大学の所在地域で地域に密着した活動を展開している2施設に対して、研究協力を依頼し、承諾を得た。

2) 会則・規約

(1) 地域見守り活動推進事業実施要綱

神戸市における地域見守り活動推進事業実施要綱は、表3-1、表3-2のとおりである。

表3-1 地域見守り活動推進事業実施要綱内容

目的	神戸市(以下、「市」という。)は、復興住宅等で実践された見守り活動等のシステムを全市的に展開していくため、神戸市各区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)による委託・統括のもと、民生委員や友愛訪問ボランティア等と連携・協働を図りながら、市民の身近な「あんしんすこやかセンター」に「見守り推進員」を配置する。見守り推進員は、他のあんしんすこやかセンター職員とチームアプローチを図り、地域住民間による見守りができるコミュニティづくりを支援するとともに、介護予防の推進を図ることを目的に、地域見守り活動推進事業(以下、「本事業」という。)を実施し、地域見守り活動の支援の強化を図っていく。
事業の委託	(1)市は区社協に、本事業を委託して、地域見守り活動の支援の強化を図る。 (2)区社協は、所轄する区内に存するあんしんすこやかセンターを所轄する法人(以下「委託法人」という。)に本事業の一部を再委託して、ひとりぐらし高齢者等に対する地域見守り活動の全市的展開を図る。
対象者	本事業の対象者は、神戸市に在住するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) おおむね65歳以上のひとりぐらし高齢者 (2) ひとりぐらし高齢者ではないが、これに準じる高齢世帯 ① 75歳以上の高齢者のみで構成される高齢世帯 ② 65歳以上と重度障害者、または18歳未満の児童の世帯 ③ その他、地域において安否の確認が必要な世帯
職員	(1)委託法人は、見守り推進員を1名以上配置し、原則週5日勤務の常勤専従とする。 (2)見守り推進員の資格は、社会福祉士、保健師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者、あるいは、見守り推進員としてまたはホームヘルパー2級以上の資格等による1年以上の実務経験を有する者とする。 (3)なお、見守り推進員は、あんしんすこやかセンター運営要綱に定める資格を有し、神戸市が行う所定の研修を終了した場合は、本事業に支障のない範囲において、介護予防事業に関するケアマネジメント業務、および介護予防支援業務を行うことができるものとする。 (4)また、見守り推進員は、介護支援専門員、あるいは高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事の資格を有し、神戸市が行う所定の研修を終了した場合は、本事業に支障のない範囲において、介護予防支援業務を行うことができるものとする。

表 3-2 見守り活動事業実施要綱内容

<p>事業の内容</p>	<p>(1) 区社協は、地域福祉活動コーディネーター等を支援担当者として、見守り推進員の業務全般についての指導、援助等を行い、以下の各号の統括・支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 見守り推進員業務の統括・支援 ② 小地域見守り連絡会議の運営支援 ③ ひとりぐらし高齢者等実態調査の実施 ④ 高齢者情報等の収集・管理・提供 ⑤ 見守り活動ボランティア講座の開催 ⑥ 見守り支援者への支援 ⑦ ICT等の見守りサービスへの支援 ⑧ ふれあいのまちづくり協議会等その他地域福祉活動等の支援 ⑨ あんしんすこやか係等との協働体制 ⑩ 公的福祉サービス等との調整支援 ⑪ 介護予防の推進 ⑫ その他前各号に付随する業務 <p>(2) 委託法人は、あんしんすこやかセンターに見守り推進員を配置して、区社協の指導・統括のもと、以下の各号の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域見守り活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ア 小地域見守り連絡会議の運営 イ ひとりぐらし高齢者等実態調査への協力 ウ 高齢者情報等の収集・管理・提供 エ 公的福祉サービス等との調整支援 オ コミュニティづくり支援 カ 見守り活動ボランティア講座の開催 キ その他地域の見守り活動等の支援 ② 見守り希望者や近隣住民等からの相談・通報対応 ③ ICT等を活用した見守り対応 ④ 地域住民による見守りが手薄な地域への暫定的な訪問活動 ⑤ 高齢者生活情報等の提供 ⑥ 地域見守り体制への移行 ⑦ 介護予防の推進 ⑧ 区社協への定期的な報告、及び定例会議、研修等への参加
<p>委託に付随する業務</p>	<p>(1) 委託法人は、区社協に事業実績報告書等を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委託法人は、雇用する見守り推進員の氏名、生年月日、性別、資格、職歴、雇用身分等を予め区社協に届け出ること ②見守り推進員に異動があった場合には、異動報告書を提出すること ③週報、月報等の事業進捗報告書等を提出すること ④委託業務完了後に、事業実績報告書等を提出すること <p>(2) 区社協は委託法人に対する監査、指導等を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委託法人から提出された報告書等を検査し、必要な場合は、監査、指導等を行うこと ②見守り推進員に対する必要な会議や研修等を行うこと(市で行うものを除く) <p>(3) 委託法人及び区社協は関係帳簿等を整備し、保管すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①見守り推進員名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備すること ②本事業の支出内容を証する書類及び現金出納簿等の会計関係帳簿を整備すること ③本事業の完了した日の属する年度の終了後、5年間、上記関係帳簿等を管理すること
<p>個人情報の保護</p>	<p>本事業の実施に当たっては、別途委託契約書に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。</p>
<p>事業費</p>	<p>本事業に要する経費は、予算の範囲内で別に定めるものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>この要綱に定めるもののほか、その他運営に関する必要な事項については、神戸市保健福祉局長が定める。</p>
<p>附則</p>	<p>この要綱は、平成18年4月1日から実施する。</p>

(2)見守り推進員(高齢世帯生活援助員)派遣事業実施要綱

神戸市における見守り推進員(厚生世帯生活援助員)派遣事業実施要綱については、表4のとおりである。

表4 見守り推進員(高齢世帯生活援助員)派遣事業実施要綱内容

目的	第1条 県・市町生活支援協議会から神戸市への委託事業により、災害復興公営住宅等に居住する見守りの必要な被災高齢者等(以下「対象者」)に対し、個別訪問等を行い、対象者への生活相談・指導、安否確認等の生活援助等を行うと共に、生きがい交流事業や近隣住民との連携等を通じて、介護予防の推進や良好なコミュニティ形成を支援する等して、対象者が生きがいを持って安心して自立した生活を営めるように支援することを目的とする。
実施主体	第2条 本要綱に定める事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、事業の運営を適正な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。
事業の内容	第3条 本事業の推進にあたっては、以下に記載する業務を適切に推進することができる知識・経験・熱意を有し、相談者及び相談世帯のプライバシーの尊重に万全を期するために市長が特段の配慮を行った者を、見守り推進員(高齢世帯生活援助員)(以下「見守り推進員」として配置し、以下の各号の業務を行わせるものとする。 (1)被災高齢者等の訪問・安否確認 (2)生活相談・情報提供・指導 (3)一時的な家事援助 (4)適切な関係機関等との連絡調整および地域住民等による見守りネットワークと見守りを希望する対象者を結びつける業務 (5)各区社会福祉協議会および「あんしんすこやかセンター」が行う地域見守り活動推進事業への緊密な協力等を通じた地域コミュニティづくり支援に関すること (6)介護予防の推進 (7)災害復興公営住宅等の状況や活動実績の報告作成に関すること (8)その他日常生活に必要な援助および前各号に付随する業務に関すること
見守り推進員の サービス	第4条 見守り推進員の勤務は、週4日(30時間)を原則とし、活動時間帯は、関係機関の開所時間等を考慮し、原則、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の範囲内とする。
委託先団体の 業務	第5条 委託先団体の業務は以下の各号とする。 (1)見守り推進員の雇用、若しくは再委託による確保に関すること (2)見守り推進員の派遣先を選定し、派遣を行うこと (3)派遣先の選定にあたっては、以下のことを総合的に勘案すること ①友愛訪問等の見守り活動が概ね週1回以上入っていない対象者であること ②前号の場合以外で、地域における何らかのサービス等介したネットワーク等で対象者が必要とする見守りが得られていると判断される対象者でないこと ③派遣を希望する世帯であること (4)見守り推進員の業務について指導・監督を行うとともに、業務上必要な研修(市が実施する研修を除く)を実施 (5)業務実績・対象者並びに対象者の存する地域の神戸市への状況報告および記録の保管に関すること
事業費	第6条 本事業に要する経費は、予算の範囲内で別に定めるものとする。
関係団体の 連携等	第7条 本事業を円滑かつ効果的に実施するため、神戸市および委託団体並びに「あんしんすこやかセンター」が緊密な連携をとりつつ、常に効果等を互いに研究しながら、事業の推進にあたるものとする。
その他	第8条 この要綱に定めるもののほか、その他運営に関する必要な事項については、神戸市保健福祉局長が定める。 2 平成13年4月1日～平成13年9月30日の間に、神戸市が、見守りサポーター(生活復興相談員)派遣事業に関して結んだ委託契約等において、「生活復興相談員」として記載のあるものは、平成13年10月1日以降は、全て、「高齢世帯生活援助員」と読み替えるものとする。
附則	この要綱は平成18年4月1日から実施する。

3)見守り活動組織の役割

神戸市における見守り組織活動の役割については、表5のとおりである。

表5 見守り活動組織の役割

	役割
民生委員	福祉の相談相手や行政とのパイプ役として高齢者等の要援護者支援にあたる。友愛訪問ボランティア等と連携して単身高齢者、高齢世帯の安否確認・話し相手といった地域での見守り活動を行う。
見守り推進員	あんしんすこやかセンターに1名ずつ配置され、地域住民による見守り活動への支援や介護予防の推進を行う。
生活援助員 (LSA)	シルバーハウジング入居者に対して、安否確認・生活相談・緊急対応等を行う。
見守り推進員 (SCS)	災害復興住宅などで、単身高齢者等への地域での見守りが十分になるまでの間、定期訪問等により支援を行う。

4)これまでの活動の実際と成果

神戸市では、毎年、実施されている65歳以上の単身高齢者および75歳以上の高齢者のみの世帯が実態調査の結果をもとに、民生委員および見守り推進員、あんしんすこやかセンタースタッフ等が積極的に連携をとり、地域見守り活動を展開している。民生委員および友愛訪問ボランティア等が行う地域見守り活動を基盤として、あんしんすこやかセンタースタッフはその活動を支援している。3ヶ月に1回の小地域見守り連絡会では、あんしんすこやかセンターや区社協のスタッフも一緒に参加して困難事例等の事例検討会を行っている。その結果、介護保険をうまく活用できたケースや体調急変時、うまく医療へつなげることができたケースなどが見られた。また、見守り組織メンバー各々の役割分担が明確になり、見守り活動組織の機能強化につながっている。

2. 本年度の取り組み

神戸市では、見守り推進員等を対象に年4回の研修を実施している(表6)。

表6 神戸市における平成20年度の見守り推進員研修

1. 名称	「地域見守り支援者全市研修会」
2. 目的	現在、民生委員・児童委員を始め地域住民等の協力を得て地域見守り活動の全市展開が図られており、地域見守り支援者に対する全市専門研修を行い、支援者全体の資質の向上及び、活動展開に役立てることを目的とする。
3. 主催	神戸市社会福祉協議会
4. 対象者	見守り推進員およびシルバーハウジングの生活援助員(LSA)
5. 内容(20年度)	第1回 平成20年7月8日 対談「アルコール依存症を理解しよう」～地域の援助者の役割～ 宋神経科クリニック 院長 宋 龍啓氏 精神保健福祉士 上田 知香氏 (参加者数 159名)
	第2回 平成20年9月30日 講義・実技「高齢者向けの楽しいレクリエーション」 西宮市レクリエーション活動協会 福祉レクリエーション・ワーカー 中垣 和子氏 (参加者数 159名)
	第3回 平成21年1月8日 講義「ご近所パワーで助け合い起こし」 演習「住民の支え合いマップづくり」～助け合いのご近所づくり計画～ 住民福祉総合研究所 所長 木原 高久氏 (参加者数 162名)
	第4回 平成21年3月24日 講義「生と死・いのちに向き合う」 関西学院大学 人間福祉学部 人間科学科 准教授 死生学・スピリチュアル研究センター センター長 藤井 美和氏
	この他に、区単位で友愛訪問ボランティアの研修を行っている。平成20年度は、認知症の学習を行う働きかけを行う。

2) 住民側の見守り基準、専門職側の見守り基準(基準の有無、具体的基準)

神戸市では、見守り必要度基準(ものさし)を設定し、必要なサービスへつなげられるようにしている。(表7参照)。

表7 神戸市における見守り必要度基準(ものさし)

1. 本人の状況

項目	基準	点数	備考
①年齢状況	前期高齢者	0	概ね65歳以上75歳未満
	後期高齢者	1	75歳以上85歳未満
	85歳以上	2	85歳以上
②身体状況	自立	0	特に問題なし、介護保険非該当
	要観察	1	寝たきり度(ランクA)、要支援、要介護度1
	要支援	2	寝たきり度(ランクB-C)、要介護度2以上
③疾病状況	問題なし	0	状況安定
	要観察	1	熱を付ける感染症あり
	要支援	2	特に食糧不安あり
	問題なし	0	問題なし
④精神状況(痴呆・アルコール問題・こころの病等)	要観察	1	支援者から見て悪化する状況あり
	要支援	2	強い不安の訴え、問題行動等あり、特に注意が必要
	良好	0	楽しみ(行事参加含む)のための外出あり
⑤他者との交流状況(外出・行事参加等)	要観察	1	連絡・買い物等、必要な外出のみ
	要支援	2	ほとんどまたは全く外出なし
	合計		

※④精神状況の項目では、「要観察」は見守りの必要度Ⅲへ、「要支援」はⅡへ点数に関係なく、評価してください。

2. 支援の状況

項目	基準	点数	備考
⑥家族関係	良好	1.5へ	週1回以上の訪問もしくは電話連絡
	要観察	1	月1回以上の訪問もしくは電話連絡
	要観察	1	家族との関係があっても、関係不和、遠方等の場合
	要支援	2	身寄りなし、もしくは家族との関わりなし
⑦通所訪問系在宅サービスの利用	利用あり	2.5へ	介護保険又はあんずこころのデイ、47、配食を週1回以上
	利用なし	2	
⑧近隣関係	良好	0	関わり多い
	要観察	1	関わり少ない
	要支援	2	関わりがない、または近隣関係が悪い
⑨民生委員・児童訪問	良好	1.5へ	週1回程度の訪問
	要観察	1	月1回程度の訪問
	要支援	2	訪問なし
合計			

※⑥家族関係の項目では、「良好」は見守りの必要度Ⅰ又はⅡへ、状況を勘案して評価してください。

※⑦通所訪問系在宅サービスの項目では、「利用あり」は見守りの必要度Ⅱ又はⅢへ、状況を評価して記入してください。

※⑨民生委員・児童訪問の項目では、「良好」は見守りの必要度Ⅰ又はⅡへ、状況を勘案して評価してください。

※④の項目と⑥、⑦、⑧の各項目とで、複数のランクで評価された場合は、④精神状況のランクを優先してください。

対象者氏名	
地区民生協会の	
電話番号	
記入者氏名	

3. 見守り必要度(1次評価)

本人の状況	0~1	支援の状況				
		4	5	6	7	8
0~1	I	I	I	II	II	II
2~3	I	II	II	III	III	III
4~5	I	II	III	IV	IV	IV
6~8	II	III	IV	IV	IV	IV

I 地域の見守りで対応できるレベル

II 地域の見守りで対応できるが注意が必要なレベル

III 地域の見守りと公的なサービスが必要なレベル

IV 専門的な対応が必要なレベル

4. 特記事項

5. 見守り必要度(2次評価)

I	II	III	IV
---	----	-----	----

6. 見守り希望

①見守りを希望する ②見守りを希望しない ③不明 ④その他

7. 今後の見守り方針

見守り訪問の要否	要 / 否
見守り訪問の頻度	日 / 週

① 当面の見守りは不要のため終了

② 現状のまま地域見守り体制へ引き継ぐ(民生委員、児童訪問等へ引き継ぐ)

③ 地域見守り体制が充実すれば引き継ぐ(児童訪問グループ等の結成支援)

④ 公的福祉サービス等へ引き継ぐ(公的福祉サービス、相談員等へ引き継ぐ)

⑤ その他

出典：神戸市保健福祉局 介護保険課(2008)：超・高齢社会先取地“こうべ”の地域見守り活動～震災経験から生まれた「孤独死防止」への取り組み～p28



アンケート調査依頼風景

第3章 調査結果

1. 研究目的・方法

○ 調査の目的

政令都市地域の高齢者等の見守り組織活動に携わる住民への実態調査を通して住民と専門職の活動実態を把握、見守り組織参加住民の活動並びに専門職の支援のあり方を考える。

○ 調査の方法

1) 対象者

神戸市東灘区2地区の高齢者の地域見守り組織チームメンバー55人

2) 方法

郵送法による自記式質問紙調査

3) 期間

平成20年9～10月

4) 調査内容

基本属性（性、年齢、地区、地域での役職・職種）、地域見守り組織の活動内容、見守り内容、孤立死防止に関する項目

5) 分析方法

基本属性別等に地域見守り組織の活動内容、見守り内容、孤立死防止に関する項目を比較、検討する。

6) 倫理的配慮

本研究は甲南女子大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。また、研究全般の推進にあたっては、文部科学省・厚生労働省の倫理指針を遵守して行った。

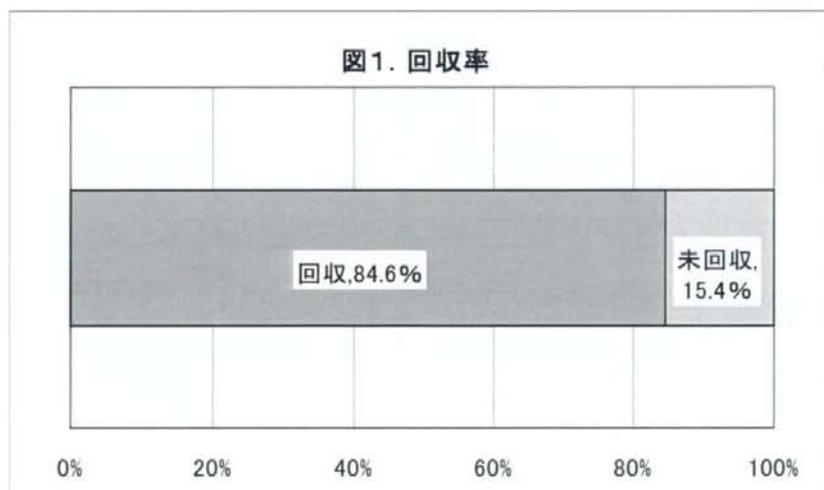
研究対象者へ研究の主旨、匿名性、研究への参加は対象者の自由意志であり、不参加の場合に不利益を被るものではないこと、途中でいつでも参加中止が出来ること、面接内容に関するプライバシー保護を厳守すること、得られたデータは本研究目的以外に使用しないことを記載した調査依頼文を配布し説明し研究協力を依頼し、同意を得て行った。

共同研究をおこなう神戸市とデータの取り扱い、研究の進行について十分協議し、密接に連絡をとりながら進めた。

2. 結果

1) 回収数(回収率)

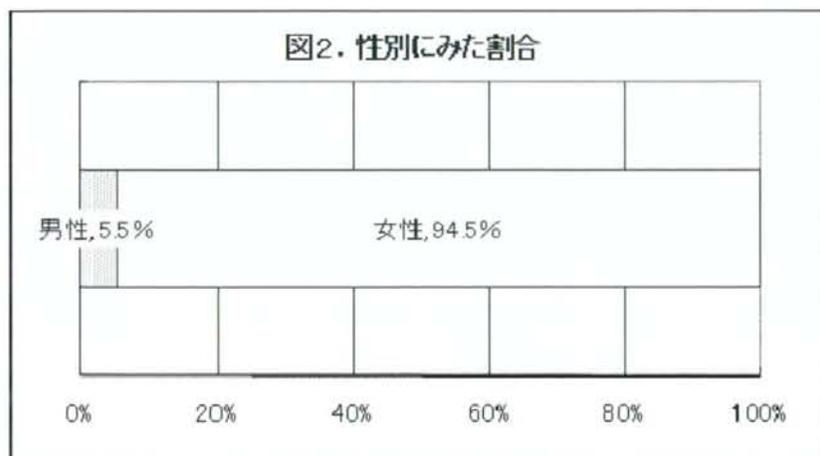
回収数 55 (回収率 84.6%) であった (図 1)。



2) 基本属性

(1) 性別

男性 3 人 (5.5%)、女性 52 人 (94.5%) であり、性の方が多かった (表 1、図 2)。

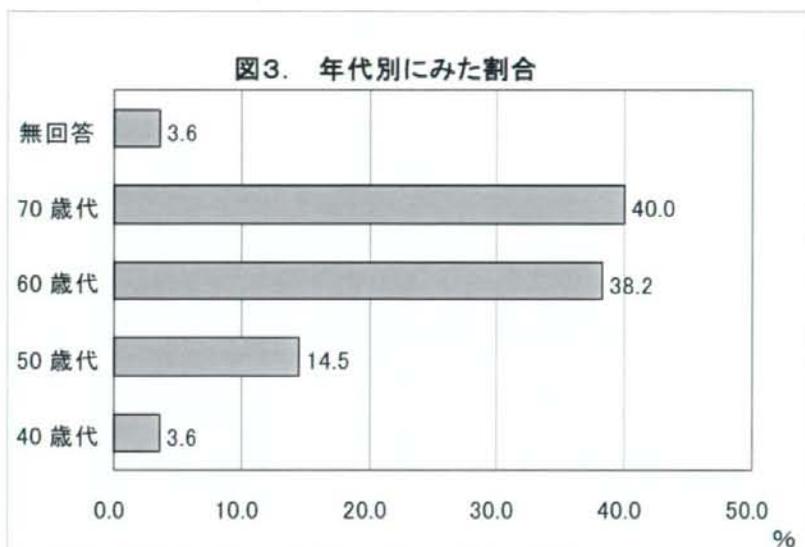


(2)年齢

70歳代が22人(40.0%)と最も多く、次いで60歳代の21人(38.2%)、50歳代は8人(14.5%)であった(表1、図3)。

表1. 性別、年齢階級別にみた割合

年齢階級	男性		女性		合計	
	人	%	人	%	人	%
30歳代	0	0.0	0	0.0	0	0.0
40歳代	0	0.0	2	3.6	2	3.6
50歳代	0	0.0	8	14.5	8	14.5
60歳代	2	3.6	19	34.5	21	38.2
70歳代	1	1.8	21	38.2	22	40.0
無回答			2	3.6	2	3.6
合計	3	5.5	52	94.5	55	100



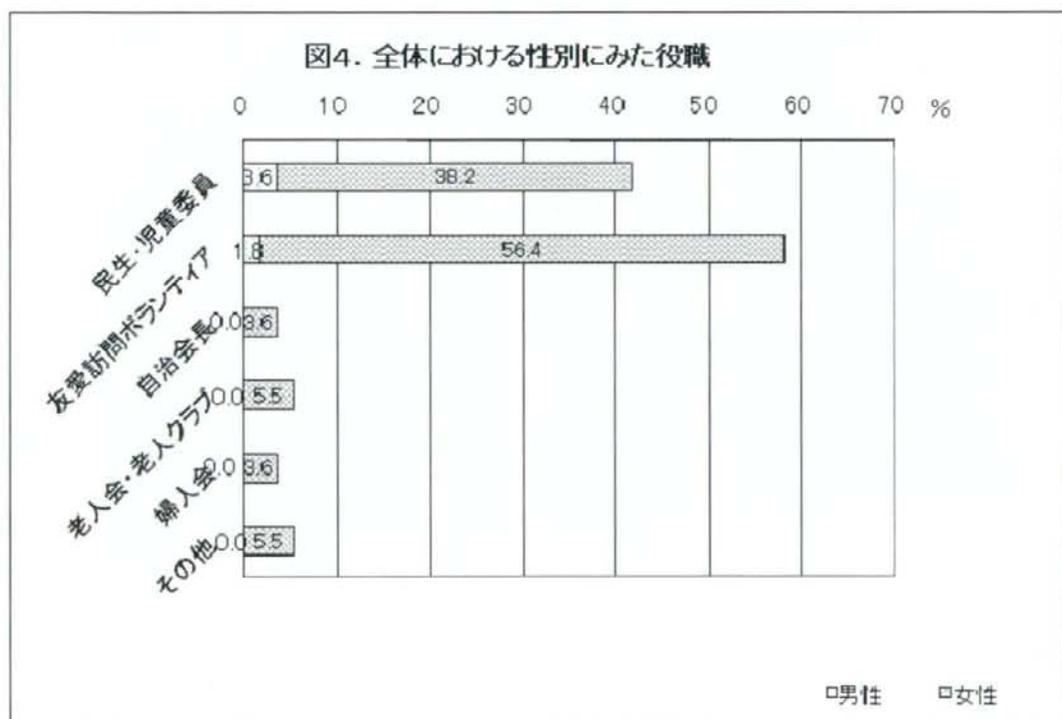
(3) 地域での役職

地域での役職別にみると（表2）、友愛訪問ボランティアが54.20%、民生・児童委員が43.80%と2つの役職で98.0%を占めていた。また2つ以上の役職を兼任しているものは6人であった。

各役職の男性・女性の比率は図4の通りである。

表2. 全体における性別にみた役職

	男性		女性		合計	
	人	%	人	%	人	%
民生・児童委員	2	3.63	21	38.18	23	41.82
友愛訪問ボランティア	1	1.82	30	56.36	31	56.36
自治会長	0	0.0	2	3.63	2	3.63
老人会・老人クラブ	0	0.0	3	5.45	3	5.45
婦人会	0	0.0	2	3.63	2	3.63
その他	0	0.0	3	5.45	3	5.45
	3	6.30	61	93.80	64	116.34

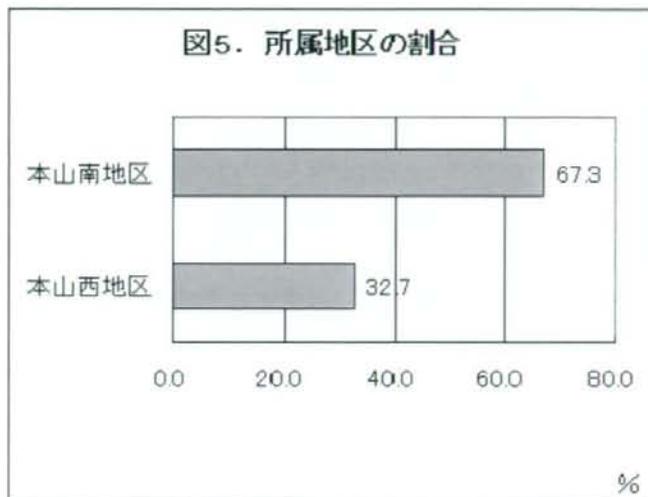


(4) 所属している地区

所属している校区により、数に違いがみられた。内訳は、本山南地区67.3%、本山西地区32.7%であった(表3、図5)。

表3. 所属している地区の割合

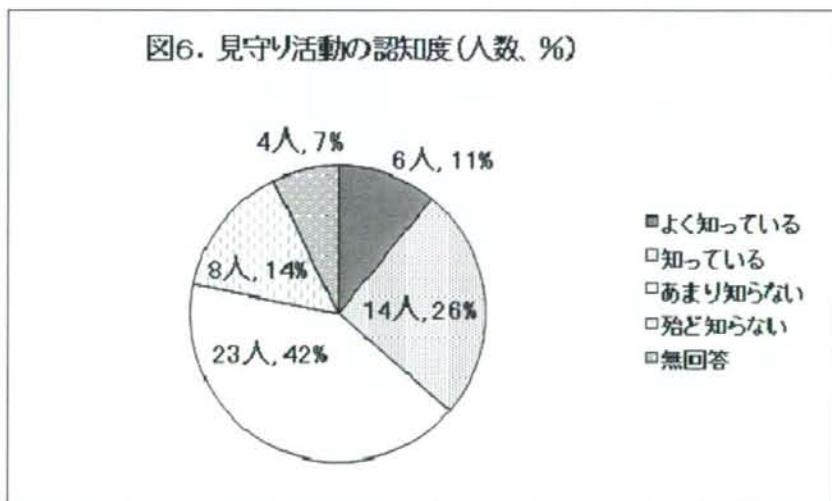
校区名	人数	%
本山西地区	18	32.7
本山南地区	37	67.3
合計	55	100



3) 見守り活動の認知度と活動内容

(1) 見守り活動の認知の程度

見守り活動の認知の程度をみると、「よく知っている」が6人(11%)、「知っている」が14人(26%)を占めていたが、「あまり知らない」23人(42%)、「殆ど知らない」4人(7%)と半数以上に知られていなかった。



(2)見守り活動の活動内容と思うもの

見守り活動の活動内容と思うものは、見守り活動が最も多く、次いで在宅介護支援センターや行政等の関係機関との連携、地域の高齢者の実態把握・交流の場の開催、災害時の対応であった。

表4. 見守り活動の活動内容と思うもの(複数回答)

項目	人数(n=53)	%
見守り活動	46	25.6
相談活動	12	6.7
保健・医療・福祉の情報提供	16	8.9
地域の連携・協力体制づくり	16	8.9
交流の場の開催	17	9.4
勉強会開催	4	2.2
在宅介護支援センターや行政等の関係機関との連携	27	15.0
災害時の対応	17	9.4
地域の高齢者の実態把握	21	11.7
その他	4	2.2

(3)見守り組織の一員として実行している活動内容

見守り組織の一員として実行している活動内容も、見守り活動の活動内容と思うものと同様で、見守り活動が最も多く、次いで在宅介護支援センターや行政等の関係機関との連携、地域の高齢者の実態把握であった。

表5. 見守り活動として実行している活動内容(複数回答)

項目	人数(n=53)	%
見守り活動	46	33.1
相談活動	13	9.4
保健・医療・福祉の情報提供	7	5.0
地域の連携・協力体制づくり	4	2.9
交流の場の開催	9	6.5
勉強会開催	4	2.9
在宅介護支援センターや行政等の関係機関との連携	24	17.3
災害時の対応	4	2.9
地域の高齢者の実態把握	24	17.3
その他	4	2.9

4)見守り組織の活動についての意見

見守り組織の活動についての意見は、表6のとおりである。

表6 見守り組織の活動についての意見

● 具体的な活動状況や方針について

- ・自治会の世話役した経験あり、家族構成がおおよそわかり役立っている
- ・自身が高齢者で何も出ないが主人と二人暮らしなので、明日はわが身と思って、一人暮らしの近隣者の友愛訪問をしている
- ・地域の高齢化が進み、事故があると大変なので友愛ボランティアの大切さを実感している。ボランティアが熱心に活動して下さり、高齢者から安心と感謝されている
- ・元氣な方が被害妄想になっておられ、訪問安否確認が重要と知った

● 体制・活動について

- ・あんしんすこやかセンターが見守ってくれて心丈夫
- ・見守り対象者の家がオートロックになっており接点がちにくい状態である。新興住宅が多く、信頼関係を持つ難しさを感じる
- ・地域に見守り推進員がきて以来、助かっている 制度がなくならないようことを思っている
- ・あんしんすこやかセンターの対応が場所によって違い、戸惑うことがある
- ・地域で協力体制づくり段階で思案中、交流の場から連携体制が自然に生まれるのを期待している。

● 体制・活動について

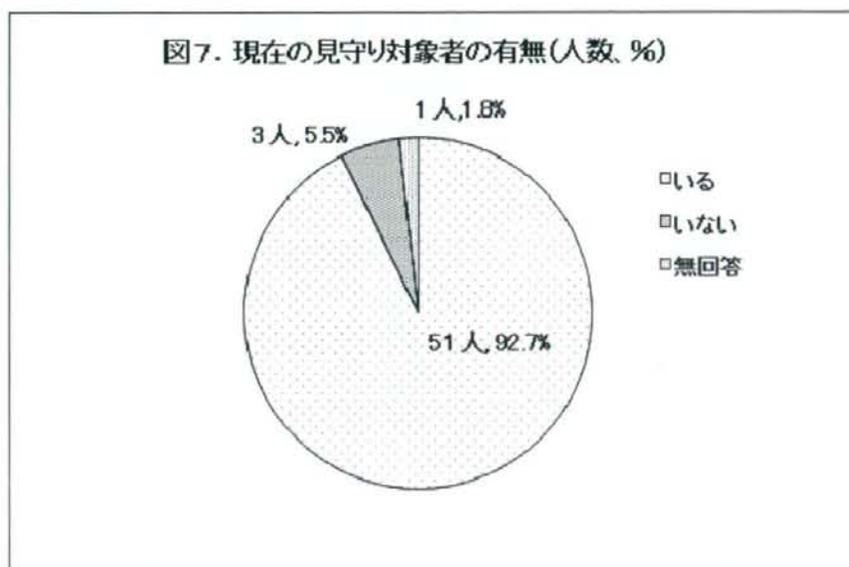
- ・見守り活動・と思わずに相手に余計なことをしていると思われていないか、自分ならあまりしてほしくない

● 見守り活動の程度について

- ・担当地域が高台のため用事があるときだけの訪問で見守り希望者は殆どなさそうで事前に電話して訪問することが多い
-

(1)見守り活動の対象者の有無

現在見守り対象者の有無をみると(図7)、「いる」が51人(92.7%)で、「いない」が3人(5.5%)であった。



現在の見守り活動対象者が「いる」と答えた者を性別にみると(表7)、男性は100%、女性は94.1%で、男性、女性ともに見守り活動の対象者がいる割合は高かった。

表7. 性別に見た見守り活動の対象者の有無

項目	男性			女性			合計	
	人数	性別%	項目別%	人数	性別%	項目別%	人数	項目別%
いる	3	100.0	5.9	48	94.1	94.1	51	92.7
いない	0	0.0	0.0	3	5.9	100.0	3	5.5
無回答	0	0.0	0	1		100.0	1	1.8
合計	3	100	5.6	52	100	94.4	55	100

現在の見守り活動対象者が「いる」と答えた者で、役職別みると(表8、図8)、民生・児童委員が31人(56.4%)、友愛訪問ボランティアが23人(41.8%)と見守り対象者のいる割合が多かった。

表8. 役職別に見た見守り活動対象者の割合

役職名	人数	%
民生・児童委員	23	41.8
友愛訪問ボランティア	30	54.6
自治会長	1	1.8
無回答	1	1.8
合計	55	100.0